



発行 東京都

目次

32

規則（人）

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………（東京都人事委員会）…

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第八号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

別表第八イの部中「ホリソビック・パブリック準備局局長」や「政策企画局局長」に改め、同部一の項中「局に所属する総務部長」や「局に所属する子供政策連携

総務部長
室子供政策連携推進部長」に

東京都都民安全推進本部

総合推進部長

東京都住宅政策本部

住宅企画部長
都営住宅経営部長

東京都住宅政策本部

住宅企画部長
都営住宅経営部長

改め、同部一の項及び同部三の項中

東京都都民安全推進本部
東京都住宅政策本部

東京都住宅政策本部

「警察学ホリソビック」に改め、同表ロの部一の項中

「警察学校の部長（職務区分一）に規定するものを除く。）」や「警察学校の部長（職務区分一）に規定するものを除く。）」に

「消防学校長及び消防技術安全所長」や「及び消防学校長」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

通達

3 人 委 任 第 198 号
令 和 4 年 3 月 31 日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委 員 長 青 山 伸

「 初 任 給 、 昇 格 及 び 昇 給 等 に 関 する 規 則 の 運
用 に つ い て 」 の 一 部 改 正 に つ い て

「 初 任 給 、 昇 格 及 び 昇 給 等 に 関 する 規 則 の 運 用 に つ い て
（ 昭 和 50 年 12 月 25 日 付 50 人 委 第 1200 号 ） 」 の 一 部 を 下 記 の
よ う に 改 正 し ま し た の で 、 令 和 4 年 4 月 1 日 以 降 こ れ に よ
り 実 施 し て く だ さ い 。

記

第 10 条 関 係 第 2 項 中 「 2 級 12 号 給 」 を 「 2 級 13 号 給 」 に 、
「 2 級 20 号 給 」 を 「 2 級 21 号 給 」 に 改 め る 。
昇 格 時 職 務 区 分 別 号 給 表 関 係 （ 第 20 条 関 係 ） 第 5 項 中 「 東
京 都 都 民 安 全 推 進 本 部 」 を 「 東 京 都 住 宅 政 策 本 部 」 に 改 め 、
第 10 項 中 「 大 崎 警 察 署 長 」 の 次 に 「 、 世 田 谷 警 察 署 長 」 を
加 え る 。

行 東 京 都
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号
電 話 〇 三 (五 三 二 一) 一 一 一 一 (代)

郵 便 番 号
163-8001

定 価
本 号 三 〇 円
一 箇 月 六 、 六 〇 〇 円
（ 郵 送 料 を 含 む ）

印 刷 所
勝 美 印 刷 株 式 会 社
東 京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号
電 話 〇 三 (三 八 二) 五 二 〇 一 (代)

郵 便 番 号
113-0001

